

船舶インシデント調査報告書

令和5年11月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年4月19日 18時15分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市成生岬 ^{なりゅう} 西北西方沖 成生岬灯台から真方位286° 2.2海里付近 （概位 北緯35° 36.7′ 東経135° 25.1′）
インシデントの概要	遊漁船 ^{おおつか} 大塚丸は、航行中、主機の冷却清水温度が上昇して主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年5月8日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 大塚丸、5トン未満（長さ10.92m） 251-12146 京都、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力136.10kW、回転数毎分2,900、6気筒、ボア105.8mm、使用燃料軽油、機関製造年月日不詳、昭和61年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁を終えて帰航中、主機の冷却清水温度上昇警報が鳴った。</p> <p>船長は、主機を停止し、冷却清水を補給して数分待ってから始動したが、すぐに主機の冷却清水温度上昇警報が作動したので主機を再度停止して始動を断念し、118番通報して救援を要請した。</p> <p>船長は、来援した巡視艇の海上保安官と共に主機を点検したところ、主機冷却海水ポンプ駆動用のVベルト（以下「本件Vベルト」という。）が破断していて、主機に冷却海水が供給されなくなり、冷却清水温度が上昇して警報が作動したこと及び本件Vベルトの内側にひび割れが数箇所発生していることを認めた。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により舞鶴市^{しもあぐ}下安久の係留地にえい航された。</p> <p>船長は、本件Vベルトを5年以上交換していなかったが、主機の運転時間が短く、本件Vベルトの表面の状態と張り具合を点検した際に異常を感じなかったため、本件Vベルトの内側にひび割れが発生していたことに気付かなかった。</p> <p>船長は、本件Vベルトを点検する際、プーリと接触して傷みやすい</p>

	<p>内側も点検しておけば、本件Vベルトのひび割れに早く気づき、本件Vベルトを交換していたかもしれないと本インシデント後に思った。</p> <p>機関製造業者の定期点検表によれば、本件Vベルトを4年ごとに交換することを推奨している。</p>
分析	<p>本船は、本件Vベルトの交換が5年以上行われていない中、船長がプーリと接触する内側にひび割れが数箇所発生していたことに気付かずに航行を続けていたことから、本件Vベルトが破断して冷却海水が供給されなくなり、主機の冷却清水温度が上昇して運転ができなくなり運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本件Vベルトの表面の状態と張り具合を点検した際に異常を感じなかったことから、本件Vベルトの内側にひび割れが発生していたことに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、本件Vベルトの交換が5年以上前から行われていない中、船長がプーリと接触する内側にひび割れが数箇所発生していたことに気付かず航行を続けていたため、本件Vベルトが破断して冷却海水が供給されなくなり、主機の冷却清水温度が上昇して運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、Vベルトを点検する際、表面の状態と張り具合のほか、内側の状態も確認し、異常を認めた場合は早めに交換すること。 ・ 小型船舶の船長は、Vベルトを機関製造業者の定期点検表の推奨に従い交換すること。